

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
(南山城複写センター)

目次

告 示

- 告示第68号 令和4年6月宇治市議会定例会の招集
……………(財政課) ……2
- 告示第75号 公印の廃止……………(年金医療課) ……2
- 告示第76号 令和4年宇治市斎場休場日の変更
……………(環境企画課) ……2
- 告示第77号 宇治市国民健康保険被保険者証の無効
……………(国民健康保険課) ……2
- 告示第78号 個人演説会開催のために必要な施設の設備の程度
及び候補者が納付すべき費用額並びに使用に関する定めの一部廃
止……………(市民協働推進課) ……2

訓 令 甲

- 訓令甲第4号 宇治市業者選定委員会設置規程の一部を改正する
規程……………(契約課) ……3

公 告

- 公告第26号 物品(2トン塵芥車等)の売払いに係る一般競争
入札……………(まち美化推進課) ……3
- 公告第27号 物品(原動機付自転車ホンダスーパーカブ50)
の売払いに係る一般競争入札……………(まち美化推進課) ……5

教 育 委 員 会

- 告示第9号 教育委員会の招集……………6

監 査 委 員

- 公表第7号 定期監査の結果に基づく措置の通知……………6
- 公表第8号 定期監査の結果に基づく措置の通知……………7
- 公表第9号 財政援助団体等監査の結果に基づく措置の通知……………7
- 公表第10号 定期監査の結果に基づく措置の通知……………7

正 誤

- 2022年（令和4年）4月15日付け宇治市公報第2385号
……………8

告 示

宇治市告示第68号

令和4年6月宇治市議会定例会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和4年6月宇治市議会定例会を次のとおり招集します。

令和4年5月30日

宇治市長 松村 淳子

1 期 日 令和4年6月6日

2 場 所 宇治市議場

（揭示済）

宇治市告示第75号

公印の廃止について

次のとおり公印を廃止したので、宇治市公印規則（平成7年宇治市規則第6号）第8条第3項の規定により、告示します。

令和4年6月10日

宇治市長 松村 淳子

廃止

公印の名称	使用区分	使用廃止年月日	印影
宇治市長印	年金医療課が所掌する後期高齢者医療事業で市長名をもつて発する通知書専用	令和4年5月1日	
宇治市長印	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）による改正前の老人保健法（以下「平成20年4月改正前老健法」という。）の規定による老人保健法医療受給者証、平成20年4月改正前老健法の規定による老人医療の一部負担金減免証明書、平成20年4月改正前老健法の規定による健康手帳・医療受給者証交付通知書、平成20年4月改正前老健法第25条第1項第2号の障害認定申請却下通知書、平成20年4月改正前老健法第25条第1項第2号の障害認定証明書、平成20年4月改正前老健法の規定による医療費支給決定通知書及び平成20年4月改正前老健法の規定による医療費支給申請却下通知書専用	令和4年5月1日	
宇治市長職務代理人印	平成20年4月改正前老健法の規定による老人保健法医療受給者証、平成20年4月改正前老健法の規定による老人医療の一部負担金減免証明書、平成20年4月改正前老健法の規定による健康手帳・医療受給者証交付通知書、平成20年4月改正前老健法第2	令和4年5月1日	

5条第1項第2号の障害認定申請却下通知書、平成20年4月改正前老健法第25条第1項第2号の障害認定証明書、平成20年4月改正前老健法の規定による医療費支給決定通知書及び平成20年4月改正前老健法の規定による医療費支給申請却下通知書専用

宇治市告示第76号

令和4年宇治市斎場休場日の変更について

宇治市斎場条例施行規則（昭和59年宇治市規則第10号）第2条第2項の規定により、宇治市斎場の休場日を変更したので、次のとおり告示します。

令和4年6月10日

宇治市長 松村 淳子

令和4年宇治市斎場休場日の指定（令和3年宇治市告示第117号）の告示の表中

「 を			
12月	9日（金）	21日（水）	31日（土）
」			
「 に			
12月	9日（金）	15日（木）	21日（水）
」			

改正します。

宇治市告示第77号

宇治市国民健康保険被保険者証の無効について

次の国民健康保険被保険者証を無効としたので告示します。

令和4年6月10日

宇治市長 松村 淳子

1 保険者番号	260059
2 被保険者証の記号	宇6004
3 被保険者証の番号	2762
4 被保険者証の適用開始日	令和3年8月21日
5 被保険者証の交付日	令和4年4月1日
6 無効とする日	令和4年5月23日
7 理由	本人の申出

宇治市告示第78号

個人演説会開催のために必要な施設の設備の程度及び候補者が納付すべき費用額並びに使用に関する定めの一部廃止について

個人演説会開催のために必要な施設の設備の程度及び候補者が納付すべき費用額並びに使用に関する定め（平成3年宇治市告示第30号）のうち、一部を廃止したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項及び第121条の規定により、次のとおり公表します。

令和4年6月10日

宇治市長 松村 淳子

<平成3年宇治市告示第30号に係る廃止>

施設の名称	種別	施設の所在地	納付すべき費用額（単位 円）						施設（設備を含む。）の程度その他			
			平日		土曜日の午後		日曜日及び休日		照明	演壇	聴衆席	弁士控室
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間				
宇治市白川集会所	公会堂	宇治市白川シャバ山16番地1	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	会場 控室 便所 出入口	60W2 40W3 20W2 20W1	座布団40 椅子50	

訓 令 甲

宇治市訓令甲第4号

宇治市業者選定委員会設置規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和4年5月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市業者選定委員会設置規程の一部を改正する規程

宇治市業者選定委員会設置規程（平成6年宇治市訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 総務・市民協働部副部長

第8条第4項中「委員が」を「委員又は専門委員が」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(掲示済)

公 告

宇治市公告第26号

物品（2トン塵芥車等）の売払いに係る一般競争入札について

物品（2トン塵芥車等）の売払いについて、電子入札による一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年5月27日

宇治市長 松村 淳子

1 入札により売り払う物品

物品名	物品詳細	
2トン塵芥車	車名	日野
	自動車の種別	普通
	乗車定員	3人
	車台番号	XKU304-1001077
	型式	BJG-XKU304X
	自動車登録番号	京都800 せ 377
	原動機の型式	N04C-H1
	総排気量	4.00リットル
	トランスミッション	オートマチック
	初度登録年月	平成22年9月
	車検証有効期限	令和4年9月7日
	走行距離	128,323km
	車両重量	4,260kg

2トン積ダンブ車	車両総重量	6,425kg
	車両寸法	L=521cm W=185cm H=236cm
	燃料の種類	軽油
	車両の色	グリーン
	リサイクル料金	8,740円
	最大積載量	2,000kg
	備考	使用車種規制（NOx・PM）適合 平成13年騒音規制車
	車名	いすゞ
	自動車の種別	小型
	乗車定員	3人
	車台番号	NKR66E7567342
	型式	KK-NKR66ED
	自動車登録番号	京都400 せ 630
2トン積ダンブ車	原動機の型式	4HF1
	総排気量	4.33リットル
	トランスミッション	マニュアル
	初度登録年月	平成13年8月
	車検証有効期限	令和4年8月22日
	走行距離	80,326km
	車両重量	2,920kg
	車両総重量	5,085kg
	車両寸法	L=470cm W=170cm H=199cm
	燃料の種類	軽油
	車両の色	グリーン
	リサイクル料金	8,340円
	最大積載量	2,000kg
	備考	使用車種規制（NOx・PM）適合

※ 走行距離は令和4年4月26日（火）時点のものであり、使用中の車両であるため増加する。

※ 物品は現状引渡しにつき、引渡し後の不調、損傷等についての補償は一切行わない。

※ Lは長さとし、Wは幅とし、Hは高さとする。

2 入札方法

(1) 本公告に係る物品の売払いは、KSIインターネット公有財産売却システム（以下「官公庁オークション」という。）を利用して行う。

(2) 官公庁オークションは、以下のサイトにアクセスして利用す

る。入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社（K S I）が定める利用規約、初心者ガイド等（以下「利用規約等」という。）を熟読しておくこと。

URL <https://www.pages.kankocho.jp/guide>

3 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員となっている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）及び利用規約等の内容を承諾し、及び遵守することができること。
- (6) その他ガイドラインに定めるところによる。

4 入札の参加申込

入札に参加しようとする者は、官公庁オークションにより参加申込み等の手続を行うこと。

5 物品の確認

(1) 確認の受付

令和4年5月27日（金）から同年6月7日（火）まで（各日午前9時から午後5時まで。土曜日及び日曜日を除く。）に(4)の担当課へ電話にて予約すること。

(2) 確認日

令和4年6月8日（水）

(3) 場所

京都府宇治市宇治琵琶3番地

(4) 担当課

宇治市人権環境部まち美化推進課

電話番号 0774-21-0412

(5) その他

試乗はできない。

6 入札保証金

(1) 入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとする。官公庁オークションにより参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカードにより納付すること。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。

(3) 落札者が、11(2)の契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は本市に帰属する。

7 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）

物品名	予定価格
2トン塵芥車	450,000円（リサイクル料金を含む。）
2トン積ダンブ車	230,000円（リサイクル料金を含む。）

8 入札期間等

(1) 入札期間

令和4年6月28日（火） 午後1時から

令和4年7月5日（火） 午後1時まで

(2) 開札日時

令和4年7月5日（火） 午後1時

(3) 場所

官公庁オークション上

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

10 落札者決定

入札期間終了後、開札を行い、官公庁オークション上の入札において、その価格が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札をした者（その者が2以上あるときは、くじ（官公庁オークション上の自動抽選をいう。）により決定した者）を落札者として決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名とみなす。

11 契約

(1) 契約保証金

入札保証金から充当した契約保証金は、売払代金に充当する。

(2) 契約締結期限

令和4年7月15日（金） 午後5時

なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合は、売払いの決定を取り消すものとする。

(3) 契約締結の方法

契約書（2通）に、必要事項を記入し、押印の上、必要書類（本市が電子メール等で送付する契約締結に係る文書において指示する書類をいう。）を添えて(2)の契約締結期限までに問合せ先に直接持参し、又は郵送（特定記録郵便及び書留郵便に限る。）により提出すること（必着）。

12 売払代金の納付

(1) 納付期限

令和4年7月19日（火） 午後2時30分

(2) 納付方法

売払代金の残額（契約保証金を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、本市が指定する口座に一括で振り込むこと。

(3) その他の費用

契約費用（売払代金の残額の振込に係る費用等）、運搬費用、公租公課その他本契約の締結及び履行に係る一切の費用は、落札者の負担とする。

13 所有権の移転

売払物品の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

14 その他

(1) 市長は、売払物品について契約不適合責任を負わない。

(2) 売払物品は、経年による劣化及び使用による損傷等が複数箇所存在すること等を十分理解した上で入札すること。

(3) 1から14までに定めるもののほか、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）及びガイドラインに定めるところによる。ガイドラインは、本市ホームページ及び官公庁オークションから閲覧することができる。

なお、1から14までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市人権環境部まち美化推進課

郵便番号 611-8501

所 在 地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-21-0412

(揭示済)

宇治市公告第27号

物品（原動機付自転車ホンダスーパーカブ50）の売払いに係る一般競争入札について

物品（原動機付自転車ホンダスーパーカブ50）の売払いについて、電子入札による一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年5月27日

宇治市長 松村 淳子

1 入札により売り払う物品

物品名	物品詳細	
原動機付 自転車ホン ダスー パーカブ 50	種別	原付一種
	車名	ホンダ
	型式	AA01
	車体番号	AA01-1799242
	標識番号	宇治市 ち 1243
	総排気量	0.049L
	廃車日	令和4年4月5日
	走行距離	22,819km
	車両の色	青

※ 走行距離は令和4年5月6日（金）時点のものである。

※ 物品は現状引渡しにつき、引渡し後の不調、損傷等についての補償は一切行わない。

2 入札方法

- 本公告に係る物品の売払いは、K S I インターネット公有財産売却システム（以下「官公庁オークション」という。）を利用して行う。
- 官公庁オークションは、以下のサイトにアクセスして利用する。入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社（K S I）が定める利用規約、初心者ガイド等（以下「利用規約等」という。）を熟読しておくこと。
URL <https://www.pages.karkocho.jp/guide>

3 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員となっている者でないこと。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- 宇治市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）及び利用規約等の内容を承諾し、及び遵守することができること。

- その他ガイドラインに定めるところによる。

4 入札の参加申込

入札に参加しようとする者は、官公庁オークションにより参加申込み等の手続を行うこと。

5 物品の確認

- 確認の受付

令和4年5月27日（金）から同年6月7日（火）まで（各日午前9時から午後5時まで。土曜日及び日曜日を除く。）に(4)の担当課へ電話にて予約すること。

- 確認日

令和4年6月8日（水）

- 場所

京都府宇治市宇治琵琶33番地

- 担当課

宇治市人権環境部まち美化推進課

電話番号 0774-20-8692

- その他

試乗はできない。

6 入札保証金

- 入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとする。官公庁オークションにより参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカードにより納付すること。
- 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。
- 落札者が、11(2)の契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は本市に帰属する。

7 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）

物品名	予定価格
原動機付自転車（ホンダスーパーカブ50）	10,000円

8 入札期間等

- 入札期間

令和4年6月28日（火） 午後1時から
令和4年7月5日（火） 午後1時まで

- 開札日時

令和4年7月5日（火） 午後1時

- 場所

官公庁オークション上

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

10 落札者決定

入札期間終了後、開札を行い、官公庁オークション上の入札において、その価格が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札をした者（その者が2以上あるときは、くじ（官公庁オークション上の自動抽選をいう。）により決定した者）を落札者として決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名とみなす。

11 契約

- 契約保証金

入札保証金から充当した契約保証金は、売払代金に充当する。

- 契約締結期限

令和4年7月15日（金） 午後5時

なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合は、売払いの決定を取り消すものとする。

- 契約締結の方法

契約書（2通）に、必要事項を記入し、押印の上、必要書類（本市が電子メール等で送付する契約締結に係る文書において指示する書類をいう。）を添えて2)の契約締結期限までに問合せ先に直接持参し、又は郵送（特定記録郵便及び書留郵便に限る。）により提出すること（必着）。

1 2 売払代金の納付

(1) 納付期限

令和4年7月19日（火） 午後2時30分

(2) 納付方法

売払代金の残額（契約保証金を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、本市が指定する口座に一括で振り込むこと。

(3) その他の費用

契約費用（売払代金の残額の振込に係る費用等）、運搬費用、公租公課その他本契約の締結及び履行に係る一切の費用は、落札者の負担とする。

1 3 所有権の移転

売払物品の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

1 4 その他

(1) 市長は、売払物品について契約不適合責任を負わない。

(2) 売払物品は、経年による劣化及び使用による損傷等が複数箇所存在すること等を十分理解した上で入れすること。

(3) 1から14までに定めるもののほか、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）及びガイドラインに定めるところによる。ガイドラインは、本市ホームページ及び官公庁オークションから閲覧することができる。

なお、1から14までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市人権環境部まち美化推進課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8692

（揭示済）

監査対象 福祉こども部 地域福祉課

監査期間 令和3年2月1日～令和3年3月26日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	貸付金返還金収入状況について 不納欠損処理の遅れが見受けられた。不納欠損処理について速やかに検討されたい。	不納欠損処理については関係部署との協議を行い、他自治体の状況を参考にしつつ検討をしています。今後、顧問弁護士等相談を行いながら具体的な手法について検討していきます。

監査対象 福祉こども部 生活支援課

監査期間 令和3年2月1日～令和3年3月26日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	生活保護等返還金及び生活保護返納金収入状況について 納期限を経過した収入未済のものについて、督促状を発していない事例が見受けられた。適正な事務の執行を求める。	納期限を経過した収入未済の債権について、督促状を発し、事務の適正化を図りました。
2	生活保護費扶助費前渡資金支出状況について 精算の遅れが見受けられた。直ちに改善されるよう求める。	以後適正に処理するよう、課内で徹底しました。

（揭示済）

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第9号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和4年5月25日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 令和4年5月26日 午後6時00分

開会場所 宇治市役所501会議室

付議事項 1 会議録署名委員の指名について

2 会期について

3 報告

4 専決事項の報告について

5 宇治市図書館規則の一部を改正する規則を制定するについて

6 令和4年6月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

（揭示済）

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和4年5月26日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

松峯 茂

1 監査の結果を公表した日

令和3年5月25日（宇治市監査委員公表第9号）

2 当該通知に係る事項

次のとおり。

宇治市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和4年5月26日

宇治市監査委員
池上 哲朗

松岡 ゆかり
松峯 茂

- 1 監査の結果を公表した日
令和4年3月28日（宇治市監査委員公表第5号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 産業地域振興部 観光振興課

監査期間 令和4年1月5日～令和4年2月18日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	観光センター使用料収入状況について 前回定期監査に引き続き、使用許可手続の不備が見受けられた。指定管理者の管理監督の徹底を求める。	委託者及び受託者間において令和4年3月1日に委託契約書の再確認を行い、今後の適正な事務執行について認識を一致させました。また、申請書や許可書の記入例を作成し、令和4年3月1日に受託者の事務担当者へ周知を行いました。

監査対象 産業地域振興部 産業振興課

監査期間 令和4年1月5日～令和4年2月18日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	産業会館使用料収入状況について 収納事務受託者による使用料の収納及び調定に遅れが見受けられた。 また、前回定期監査に引き続き、使用許可手続の不備が見受けられた。収納事務受託者及び指定管理者の管理監督の徹底を求める。	収納事務に遅れが生じないよう指定管理者を指導するとともに、速やかに調定を行い適切な事務処理に努めています。また、指摘があった展示ケースの使用許可手続の不備については、指定管理者と協議のうえ、運用を変更して、展示ケース使用の際には、会館使用料と同様に指定管理者が窓口で使用申請の受付及び収納、使用許可を行うよう事務フローを整理しました。

（揭示済）

宇治市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和4年5月26日

宇治市監査委員
池上 哲朗

松岡 ゆかり
松峯 茂

- 1 監査の結果を公表した日
令和4年3月28日（宇治市監査委員公表第6号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 産業地域振興部 観光振興課

監査期間 令和4年1月5日～令和4年2月18日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	指定管理料の算定について 宇治市市営茶室及び宇治市観光センターの指定管理料に費用の混在が見受けられた。施設毎の管理費用を精査され、仕様書を改善されたい。	委託者及び受託者間において令和4年3月1日に委託契約書の再確認を行いました。 現在の指定管理の期間は令和5年3月31日までのため、次の指定管理者の選定時に委託契約書の業務範囲が適正となるよう、各委託費用も確認の上、協議を行います。
2	指定管理者に対する指導等について 指定管理者に一部指摘事項が見受けられたので、適正な施設管理事務が執行されるよう、指定管理者に対する指導を徹底されたい。	委託者及び受託者間において令和4年3月1日に委託契約書の再確認を行い、仕様書等に基づき、適切な施設管理業務に努めるよう、委託者から受託者へ指導を行いました。

（揭示済）

宇治市監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和4年5月26日

宇治市監査委員
池上 哲朗
松岡 ゆかり
松峯 茂

- 1 監査の結果を公表した日
令和4年2月28日（宇治市監査委員公表第4号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 福祉こども部 こども福祉課
 監査期間 令和3年12月1日～令和4年1月25日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	貸付金元利収入収入状況について 滞納整理事務マニュアルが整備されていなかった。速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたい。	滞納整理事務マニュアルを整備しました。
2	学童保育協力金収入状況について 催告が行われていない事例が見受けられた。適正な事務の執行を求める。 また、滞納整理事務マニュアルが整備されていなかった。速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたい。	収入未済について催告を行い、滞納整理事務マニュアルを整備しました。
3	児童扶養手当等返還金収入状況について 滞納整理事務マニュアルが整備されていなかった。速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたい。	滞納整理事務マニュアルを整備しました。
4	補助金支出状況について 支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	以後、適正に処理するよう課内で徹底しました。

監査対象 福祉こども部 保育支援課
 監査期間 令和3年12月1日～令和4年1月25日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	保育所保育料収入状況について 滞納整理事務マニュアルと異なる運用が行われていた。適正な事務の執行を強く求める。	課内であらためて滞納整理事務マニュアルの確認を行いました。今後はマニュアルに沿った適正な事務の執行を図ります。
2	保育所給食費収入状況について 滞納整理事務マニュアルが整備されていなかった。速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたい。	滞納整理事務マニュアルを整備しました。今後、マニュアルに沿って適正な債権管理に努めます。

(揭示済)

正 誤

2022年（令和4年）4月15日付け宇治市公報第2385号中

ページ	欄	行	誤	正
44	右	上 か ら 7 号 を 次 の よ う に 改 め る。 行 目	第5条 第3項第 7号を次 のよう に改め る。	第4条第2項中「、第2号、第6 号、第11号から第14号まで」を 「から第4号まで、第8号、第13 号、第14号」に改める。 第5条第2項中「、第3条第6号 及び第11号から第14号まで」を 「、第3条第3号、第4号、第8号 、第13号及び第14号」に改め、 同条第3項第7号を次のように改め る。
44	右	上 か ら 2 号 及 び 第 3 号 を 次 の よ う に 改 め る。 行 目	第7条 第3項第 2号及び 第3号を 次のよう に改め る。	第6条第2項中「から第10号」 を「、第2号、第5号から第12号 」に改める。 第7条第2項中「、第3条第6号 」を「、第3条第8号」に改め、同 条第3項第2号及び第3号を次のよ うに改める。